



雲仙市 農業委員会だより

令和2年3月発行



婚活イベント「花コン」開催！

令和2年1月26日、雲仙市愛野町で婚活イベント「花コン」を開催しました。(詳細は次のページ)

～目次～

○花コン開催！	P2
○意見書の提出について / 農地利用アンケート調査について	P3
○農地の 貸借・売買・贈与について / 農地中間管理事業をご活用ください	P4
○農地中間管理機構関連整農地備事業について	P5
○農地の転用について / 非農地通知について	P6
○農業者年金のすすめ	P7
○雲仙市農地流動化奨励事業補助金の見直しについて / 雲仙市農地賃借料情報	P8

いい出会いを見つけた！



婚活イベント「花コン」開催

1月26日（日）に愛の夢未来センターで、婚活イベントを開催しました。

このイベントは、市内の男性農業従事者と女性の出会いのきっかけとなる場を提供することを目的として農業委員会が実行委員会を組織し毎年開催しており、今年で5回目の開催となりました。



フラワーアレンジメント体験の様子

当日は、男性16名、女性13名の合計29名が参加して下さいました。

自己紹介のあと、カーネーション農家の農業委員が講師となってフラワーアレンジメント体験を行いました。

男女ペアになり、相談しながらアレンジメントを作り上げていきました。どのペアも楽しそうにされていて、親睦を深められたようです。初めて体験された方も多かったようですが、みなさんすばらしい作品が出来上がりました。

昼食は食生活改善推進員連絡協議会と有志の方々による市の農産物を使用したバイキングを堪能していただきました。

その後の農産物争奪ゲーム大会では、農業委員・推進委員から提供された多くの農産物の獲得を目指してチーム対抗戦により競い合い大いに盛り上がりました。

最後にお互いの気持ちを確認する『ファイナルインプレッション』を行い、過去最高となる5組のマッチングがありました。

参加して下さった皆さん、ありがとうございました。



市の農産物を使ったバイキング



ゲーム大会での「絵心ゲーム」では様々な作品が披露され盛り上がりました。

農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出しました

令和2年2月6日に農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農地等利用最適化推進施策に関する意見書を雲仙市へ提出しました。

【意見書項目】

1. 遊休農地の発生を防止する有効な事業の強化

- 1) 地域の実情にあった農地中間管理機構関連農地整備事業の要件の緩和について
- 2) 農地中間管理機構関連事業への市担当部局の積極的な取り組みについて

2. 担い手への農地の利用集積・集約化に関する施策の改善

- 1) 雲仙市の都市計画策定の進捗状況について
- 2) 遊休農地の有効活用に向けた新たな事業や取り組みについて

3. 多様な農業形態の支援

- 1) 認定農業者の認定要件の緩和について
- 2) 期間雇用に向けた農業分野人材派遣会社への働きかけについて
- 3) 親元就農後継者に対する支援の充実

また、これらの内容で取り組むとされている回答に対し、農業委員会の総会等において、市長部局との取り組みの経過報告を要望しています。



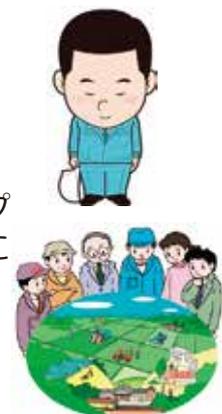
農地利用アンケート調査へのご協力ありがとうございました。

農業委員会では、農家の経営状況や今後（10年後）の農地をどのように考えておられるかを把握するため、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員がご自宅にお伺いしアンケート調査を行ってまいりました。

今後、皆さんの地域の農地を守って行くため、人・農地プラン等の大切な基礎資料として活用させていただき、適切に管理いたします。



ご協力ありがとうございました。



農地の貸借・売買・贈与について

農地の権利移動については、農業委員会の許可が必要です。

農地法第3条又は農業経営基盤強化促進法による手続きが必要です。

雲仙市での許可申請の締め切りは、毎月14日（閉庁日の場合は翌開庁日）となっています。

毎月の申請に係る許可は翌月の5日以降です。

※申請できる方の要件がございますのでまずは地元の農業委員・推進委員もしくは農業委員会事務局までご相談ください。



◇農業経営基盤強化促進法のメリット

●所有権移転の場合

- ・登記手続きまで農業委員会で行うため経費を軽減できます。
- ・譲渡所得の特別控除（800万円）を受けられます。
（対象農地が農振農用地区域内であることが条件）

●貸借権設定の場合

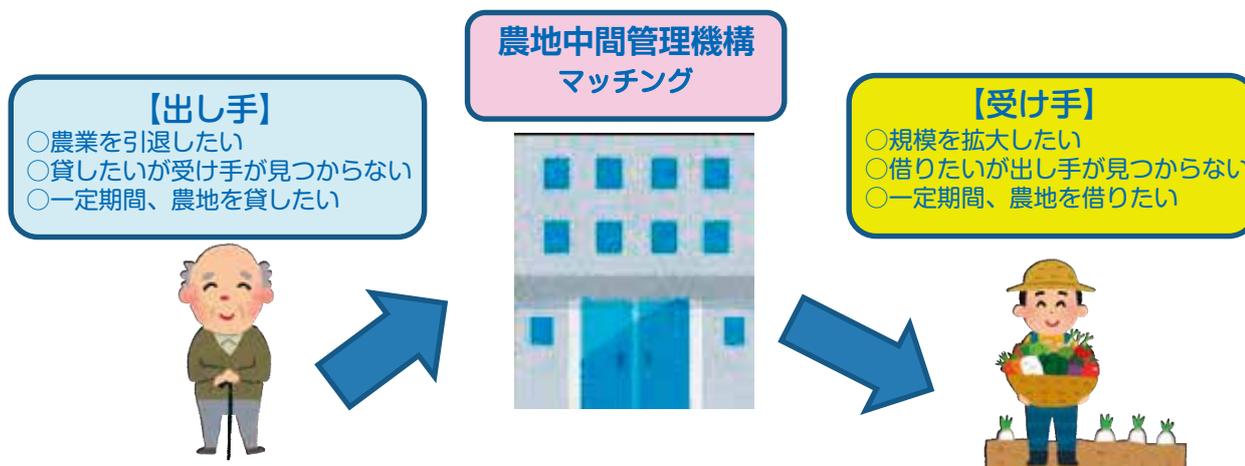
- ・未相続農地でも、相続権がある人の1/2を超える同意があれば、20年までの契約が可能です。ただし、戸籍謄本・同意書等の添付が必要となります。
- ※期間が満了すれば農地は自動的に返還されます。継続を希望する場合は、再設定の手続きをお願いします。

農地の貸し借りは農地中間管理事業をご活用下さい

特徴とメリット

○機構は公的機関なので安心して貸せます。

- ・賃料は確実に支払われます
- ・耕作者が耕作できなくなった場合でも、農地中間管理機構が3年間管理します
- ・転貸先の農家と個別に交渉する必要はなくなります



※その他にも支援措置がありますので詳しい内容についてはお問い合わせ下さい。

●問い合わせ先

産業部農林課
長崎県農業振興公社

■電話 0957-38-3111
■電話 095-894-3848

農地中間管理機構関連農地整備事業について

農地中間管理機構関連農地整備事業（平成30年度創設）とは？



整備前



整備後

負担金がゼロで農地の基盤整備ができるって本当？



本当です！この事業では、対象の農地をすべて農地中間管理機構に預け、担い手が耕作することで、農家の負担金がゼロで基盤整備ができます。



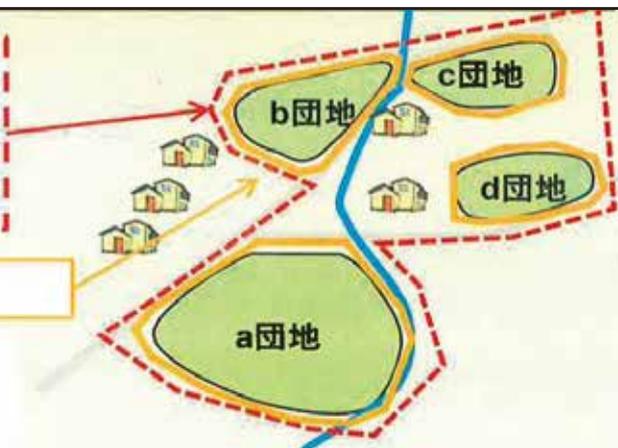
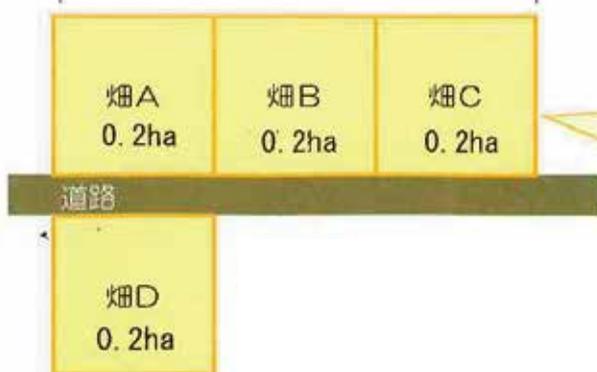
受益面積のイメージ

まとまりのある農地の合計面積が
5ha以上（地区全体）
※大字単位または営農上の一体性があると判断される範囲内。

各団地は**0.5ha以上**のまとまりのある農地

畑Aと畑Bと畑C（畦畔で接続している）

畑Aと畑D（道路で接続している）

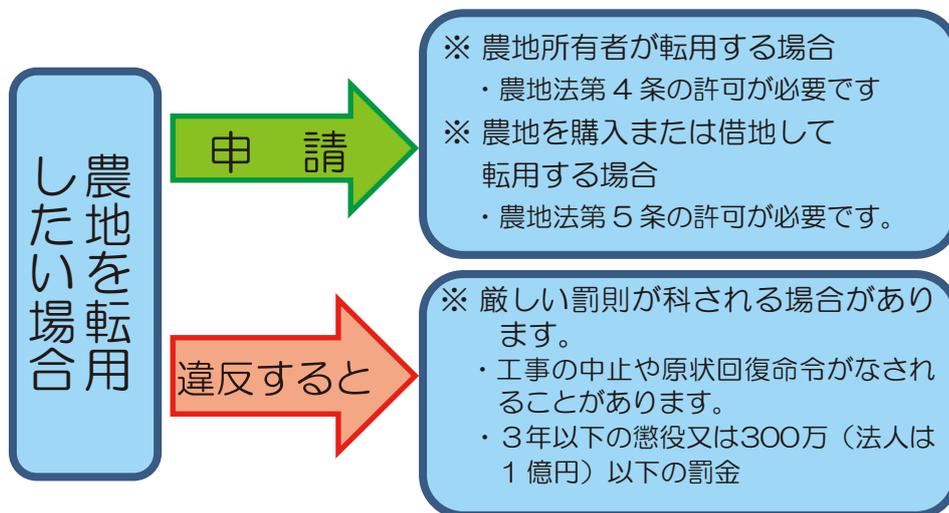


まとまりのある農地とは？
2筆以上の農地が畦畔や道路等で接続している農地のこと。

◇この事業に関するご相談◇
産業部 農漁村整備課
TEL：0957-38-3111（代表）

農地の無断転用は農地法違反です。

農地を農地以外のものにする場合は、農業委員会の許可が必要です。



※転用許可できない農地もございますので、一度農業委員会にご相談ください。

非農地通知について

農業委員会では毎年夏ごろに農地が適切に耕作・管理されているか調査を行っています。

この調査で、すでに山林の様を呈しており、草刈りや農業用の機械による作業では農地への復元が困難な土地には農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断し、所有者へ非農地通知を発出し、農家台帳より対象地を削除します。

※この非農地通知を法務局へお持ちいただくことで登記簿の地目を変更できるようになります。詳しくは、長崎地方法務局諫早支局もしくは雲仙市農業委員会事務局までお問い合わせください。

※農業者年金の経営移譲年金を受給されている方はこの通知により年金額が減額となる場合がございます。

ご夫婦で農業を頑張る皆さんへ… 農業者年金のすすめ

高齢農家の家計費は夫婦で23～24万円ほど必要となるデータが出ています。また、現在日本人の平均寿命は男性が（84歳）女性が（89歳）と女性が5年ほど長生きです。

そのため、女性でも老後の備えとしてご自身で年金を終身年金で準備することが重要です。

◇農業者年金に夫のみが加入した場合と夫婦で加入した場合の比較

	65歳～87歳の年金額(夫婦)	88歳～92歳の年金額(妻のみ)
ケース1 農業者年金に夫のみ加入	国民年金 夫月額 6万5千円 妻月額 6万5千円 計月額 13万円 農業者年金 夫月額 4万2千円 合計：月額 17万2千円	国民年金 妻月額 6万5千円 農業者年金 なし 合計：月額 6万5千円
ケース2 農業者年金に夫婦で加入	国民年金 夫月額 6万5千円 妻月額 6万5千円 計月額 13万円 農業者年金 夫月額 4万2千円 妻月額 3万6千円 計月額 7万8千円 合計：月額 20万8千円	国民年金 妻月額 6万5千円 農業者年金 妻月額 3万6千円 合計：月額 10万1千円

※農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率は0.35%として行っています。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和元年度は0.35%となっています。
 ※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。



農業者年金は、加入要件（※）を満たしている方ならご自分の権利名義の農地を所有していなくても加入できます。

積み立て方式の年金ですので、ご自分で納めた保険料は**将来必ず年金として受給**できます。

また、経営主が認定農業者で青色申告をしている場合、**家族経営協定を結ぶこと**で、保険料の国庫補助を受けられることもでき、**支払った保険料はすべて社会保険料の対象**にもなるため、**節税につながります。**

※60歳未満、国民年金第1号被保険者、年間農業従事日数60日以上



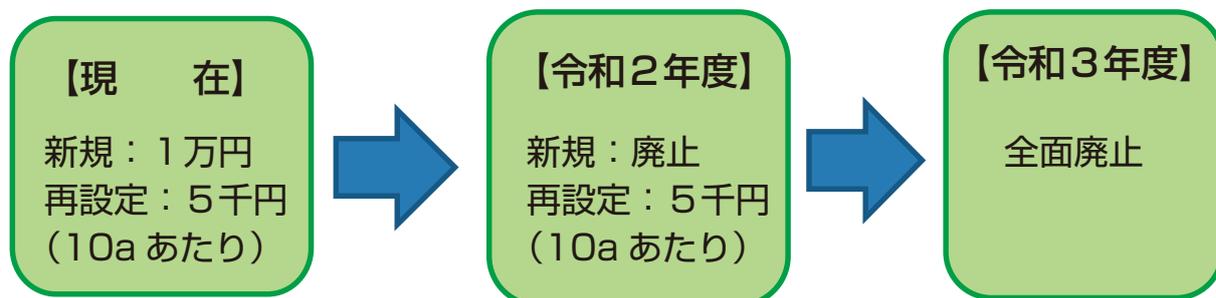
制度についての詳しい説明は農業委員会まで！

農地流動化奨励事業補助金の見直しについて

雲仙市では農地の有効利用、利用権設定の促進、遊休農地の発生防止及び農業者の勤労意欲の向上を図ることを目的に、市内で農業を営む者又は市内に事務所を有する農地所有適格法人で5年以上の賃貸借権設定を受けた借受者に対して補助金を交付しています。

農業委員会法が改正され、今まで以上に担い手への農地集積・集約化を求められています。このため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進するため、下記のとおり令和2年度から段階的に減額します。

令和5年度には担い手が利用する面積が全体面積の8割となるよう農地集積を推進してまいりますのでご理解の程よろしくお願い致します。



令和元年 雲仙市賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月までに締結された賃借料水準（10aあたり）は、次の通りです。

※あくまでも農地の賃貸借契約をする際の目安としての参考金額です。

(単位：円)

地域名	田（水稻）部（データ数 172 筆）			畑（普通畑）部（データ数 192 筆）		
	平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額
国見町全域	12,100	14,863	9,004	12,819	16,660	9,820
瑞穂町全域	15,395	18,625	10,972	12,883	16,722	10,000
吾妻町全域	15,252	19,763	13,635	14,793	17,786	10,526
愛野町全域	16,813	21,505	13,724	18,888	21,568	13,724
千々石町全域	13,601	14,968	11,475	12,611	14,968	10,270
小浜町全域	6,604	8,353	5,730	10,665	12,797	9,862
南串山町全域	25,146	27,233	23,058	24,379	27,401	17,516
雲仙市	14,987	27,233	5,730	15,291	27,401	9,820